

# 保守点検業務委託特記仕様書

業務名 令和3年度 桂川右岸流域下水道 雨水北幹線第2号・第3号管渠保守点検業務委託  
(流3桂川右岸雨水第13号の1)

業務場所 向日市鶏冠井町南金村ほか地内

京都府流域下水道事務所

## 第1条（総則）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（案）（平成25年3月京都府）」及び「下水道施設機械・電気設備保守点検基準（下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場施設編－2020年版（社）日本下水道協会）」（以下、「共通仕様書」という。）によるものとする。

## 第2条（主な対象設備）

本業務の主たる対象設備は下記のとおりとする。

- ①乙訓ポンプ場
  - ・ポンプ設備（能力0.15m<sup>3</sup>/s、75kW、3φ）・・・2基
  - ・換気設備（3.7kW、3φ）・・・1式
  - ・ポンプ・換気設備・・・1式
  - ・電気設備・・・1式
- ②石田川接続施設
  - ・ゲート設備①（W=3,080mm×H=2,750mm）・・・1基  
電圧200V、ゲート電動弁15kW
  - ・ゲート設備②（W=1,750mm×H=1,500mm）・・・1基  
電圧200V、ゲート電動弁5.5kW
  - ・電気設備・・・1式
- ③洛西・寺戸ー4接続施設
  - ・ゲート設備①（W=2,100mm×H=2,500mm）・・・1基  
電圧200V、ゲート電動弁5.5kW
  - ・電気設備・・・1式

## 第3条（業務期間）

業務期間は次のとおりとする。

（契約日） ～ 令和4年1月31日

## 第4条（業務の実施）

実施にあたっては、「下水道施設機械・電気設備保守点検基準」によるほか、点検設備等周辺の清掃、土砂堆積等の状況確認、簡易な故障の修理等、監督職員と協議の上、以下の業務を進めるものとする。

なお、電気主任技術者が行う保安管理業務は除くものとする。

- （1）毎月1回の月次点検を行うものとする。（4月～12月 計9日）点検内容は別紙①月次点検項目による。
- （2）年1回の年次点検を行うものとする。（3日）点検内容は別紙②年次点検項目による。

#### 第5条（消耗品等）

業務上必要とする次の経費は、受注者で負担する

- （1）潤滑油類（補充及び交換用のオイル、グリース等）
- （2）塗料類（補修用塗料）
- （3）報告記録用紙類
- （4）その他（電球、パッキン等）

#### 第6条（有資格者）

業務の実施には、下記の資格者が従事しなければならない。

- （1）第2種酸素欠乏危険作業主任者
- （2）第1種電気工事士
- （3）その他労働安全関係で必要な有資格者

#### 第7条（安全対策）

各立坑及び現場操作盤には、多くの機械・電気設備等が配置され、酸素欠乏や有毒ガスの発生が起こる恐れがあるため、業務の実施にあたっては、安全の確保をしなければならない。

#### 第8条（電子納品の実施）

1 本委託業務は、本府におけるCALS／ECの取り組みの一環として電子納品の対象委託業務であり、成果品の納品を国土交通省土木設計業務等の電子納品要領(案)等、電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン（案）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と業務着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

2 電子納品における電子化に要する費用は受注者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で1部提出するものとする。

第9条（設計図書の貸与及び返却）

貸与する資料等は、次のとおりとする。

資料等の名称	単位	数量	貸与場所	返納場所	摘要
雨水北幹線第2号・第3号管渠 機械・電気設備関係完成図書	式	1	流域下水道 事務所	流域下水道 事務所	

第10条（土地への立入り等）

- 1 本業務を実施する場合、作業班の内1人は必ず身分証明書を携帯して業務に当たるものとする。
- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 身分証明書の発行対象者は原則として、主任技術者とする。ただし作業班の編成等に関連して別途必要となる場合は、契約後速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- 5 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。
- 6 強制立入等で関係法令に基づく身分証明書については別途とする。
- 7 業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失のうち下表以外のものについては受注者の負担とする。

場 所	損失物件等		備 考
	損失の内容	相手方等	

第11条（その他特記事項）

- 1 交通誘導警備員については下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編成
石田川接続施設人孔付近	4.5名	1名×半日×9回

- 2 道路使用等の許可申請・届出については受託者にて行うものとする。
- 3 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。
- 4 雨水北幹線洛西・寺戸－4接続施設において、導気管（φ300mm）内に設置されている水抜き装置（φ267mm）内に2箇所の水抜き孔（φ10mm）の清掃を必要に応じて6回/年程度行うものとする。

# 月次点検項目

別紙 ①

点検内容	詳細内容
ポンプ点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ポンプ試運転を行い、各計器類の指示値により 運転状況を把握</li> <li>2. ポンプ用ケーブルの状況確認 (ケーブルのよじれ、損傷点検)</li> <li>3. 逆止弁の動作確認</li> <li>4. ポンプ井、かご型スクリーンの状況確認</li> </ol>
ゲート点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ゲートを手動運転を行い、開閉時間及び、振動等 により運転状況を把握</li> <li>2. ゲートの戸当り面の状況確認</li> <li>3. 発錆及び変形等確認</li> </ol>
現場操作盤及び電気設備点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操作盤の外観（損傷、汚損、発熱）確認</li> <li>2. 計器指示値、表示灯の状況確認</li> <li>3. 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの有無確認</li> <li>4. 漏電遮断器の外観及び作動テスト</li> <li>5. 各種継電器の外観及び動作点検</li> <li>6. 操作スイッチの点検（損傷等の有無）</li> </ol>
配管点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 漏水の有無、ジョイント部の接合状況確認</li> </ol>
立坑底部（土砂ピット）点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 立坑底部（土砂ピット）の状況（汚泥堆積等） 目視確認</li> </ol>

# 年次点検項目

別紙②

点検内容	詳細内容
ポンプ点検	1. 排水ポンプの潤滑油確認・交換
ゲート点検	1. ゲート駆動機のオイル交換の実施 2. ゲートのスピンドル等のグリスアップの実施
立坑底部点検	1. 立坑底部（ポンプ井）の状況（汚泥堆積等） 目視確認